



第4号様式

流教図第48号
令和4年3月7日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日 ・ 流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 図書館	指摘	行政財産使用料について、行政財産使用料条例において、1月以上の建物の使用に係る使用料は消費税相当額（算出した額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数切捨て））を加算することと規定しているが、加算されていなかった。条例に基づく適正な使用料の算出を求める。	指摘のあった行政財産使用料については、流山市行政財産使用料条例に基づき適正な使用料を算出し、追加納入通知書を発行しました。 今後は当該事務に係る事務マニュアルを策定し、適正な処理に努めてまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。